

東京都がん診療連携協議会設置要綱

(設置)

第1条 東京都のがん医療を充実させ都民に高い水準のがん医療を提供するとともに、がん診療連携拠点病院（都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院をいう。）、地域がん診療病院、東京都がん診療連携拠点病院並びに東京都がん診療連携協力病院（以下「国拠点病院、地域がん診療病院、都拠点病院及び協力病院」という。）の連携体制を構築するため、国拠点病院、地域がん診療病院、都拠点病院及び協力病院の他、地域におけるがん医療を担う者、行政、患者団体等で構成される「東京都がん診療連携協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 東京都全体のがん医療等の質の向上のため、都内のどこに住んでいても適切な診断や治療にスムーズにアクセスできる体制を確保することを目的とし、協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- ① 地域の実状に応じて、以下のアからケを参考に医療機関間の連携が必要な医療等について東京都内の各拠点病院等及び他のがん診療を担う医療機関における役割分担を整理・明確化し、その内容を関係者間で共有するとともに広く周知すること。
 - ア 一部の限定的な医療機関でのみ実施される薬物療法
 - イ 集約化することにより予後の改善が見込まれる手術療法
 - ウ 強度変調放射線療法や密封小線源療法、専用治療病室を要する核医学治療等の放射線治療、高度で特殊な画像下治療（IVR）
 - エ 緩和ケアセンター、緩和ケア病棟、ホスピス、神経ブロック、緊急緩和放射線治療等の緩和医療
 - オ 分野別に希少がん・難治がんの対応を行う体制
 - カ 小児がんの長期フォローアップを行う体制
 - キ AYA世代のがんの支援体制
 - ク がん・生殖医療（別途実施されている「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」におけるがん・生殖医療ネットワークと協働して実施。）
 - ケ がんゲノム医療
- ② 地域がん診療病院とがん診療連携拠点病院とのグループ指定の組み合わせを調整・決定すること。
- ③ 東京都内の拠点病院等の院内がん登録のデータやがん診療、緩和ケア、相談支援等の実績等を共有、分析、評価、公表等を行うこと。その上で、各都道府県とも連携し、Quality Indicator を積極的に利用するなど、都道府県全体のがん医療の質を向上させるための具体的な計画を立案・実行すること。併せて、院内がん登録実務者の支援を含めて東京都内のがん関連情報収集や利活用等の推進に取り組むこと。
- ④ 地域における相談支援や緩和ケアの提供体制・連携体制について協議を行い、拠点病院等間で情報共有や役割分担を含む連携体制を整備すること。
- ⑤ 東京都における特定機能病院である拠点病院等と連携し、地域におけるがん診療に従事する診療従事者の育成及び適正配置に向けた調整を行うこと。

- ⑥ 東京都における拠点病院等が実施するがん医療に携わる医師等を対象とした緩和ケアに関する研修やその他各種研修に関する計画を作成すること。
- ⑦ 東京都内の医療機関における診療、緩和ケア外来、がん相談支援センター、セカンドオピニオン、患者サロン、患者支援団体、在宅医療等へのアクセスについて情報を集約し医療機関間で共有するとともに、冊子やホームページ等でわかりやすく広報すること。
- ⑧ 国協議会との体系的な連携体制を構築すること。
- ⑨ 国立がん研究センターによる研修に関する情報や国協議会での協議事項が確実に東京都内で共有・実践される体制を整備すること。
- ⑩ 感染症のまん延や災害等の状況においても必要ながん医療を提供する体制を確保するため、東京都や各がん医療圏におけるBCPについて議論を行うこと。
- ⑪ 地域における医療情報の共有の取組について、がんの分野からも検討し、体制整備に取り組むこと。
- ⑫ 地域連携クリティカルパスに係ること。

(会長及び組織)

第3条 協議会に会長を置き、都道府県がん診療連携拠点病院の院長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を主宰し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 協議会は、国拠点病院、地域がん診療病院、都拠点病院及び協力病院の代表者、公益社団法人東京都医師会の代表者、関係行政機関の代表者、患者代表者及びその他会長が必要と認める代表者を委員とし、組織する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができない場合は、その代理者を出席させることができる。
- 3 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴取することができる。
- 4 協議事項のうち特に議決を要するものは、原則として、出席委員の全会一致で決するものとするが、議長が必要であると認める場合は、過半数で決することができる。その際、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 第2項の定めにより出席した者は、議事の決定に加わることができる。

(専門部会)

第5条 協議会には、専門的事項の検討を分掌させるために、専門部会を置くことができる。

- 2 設置する専門部会は、「がん登録部会」、「研修部会」、「クリティカルパス部会」、「相談・情報部会」、「評価・改善部会」及び「緩和ケア部会」とする。
- 3 前項に定めるもののほか、会長は、特に必要があると認めるときは、その他の専門部会を設置することができる。
- 4 専門部会は、協議会を構成する各病院長が推薦する当該病院の職員をもって組織する。
- 5 会長は、当該国拠点病院、地域がん診療病院、都拠点病院及び協力病院の同意を得て、専門部会の運営を担当する国拠点病院、地域がん診療病院、都拠点病院及び協力病院（以下「部会長病院」という。）を指名するものとする。

- 6 専門部会には部会長を置き、部会長病院の職員をもって充てる。
- 7 専門部会の会議は、部会長が招集し、主宰する。
- 8 専門部会は、必要に応じて関係者から意見を聴取することができる。
- 9 部会長は、専門部会の会務を掌理し、専門部会における審議の状況及び結果を協議会に報告する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立駒込病院に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会（専門部会を含む。）に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は平成20年6月30日から施行する。

附則

この要綱は平成24年5月29日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附則

この要綱は平成26年5月29日から施行する。

附則

この要綱は平成27年5月29日から施行する。

附則

この要綱は平成30年6月19日から施行する。

附則

この要綱は令和5年6月12日から施行する。

(組織図)

